

目 次

○第1号（5月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 副議長選挙について	3
日程第 4 議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第 5 議案第45号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第 6 議案第46号 専決処分について（榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について）	8
日程第 7 議案第47号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	10
閉 会	11

令和元年第2回

榛東村議会臨時会会議録

第1号

5月27日(月)

令和元年第2回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和元年5月27日（月曜日）

議事日程 第1号

令和元年5月27日（月曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 副議長選挙について
- 日程第 4 議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第46号 専決処分について
榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 専決処分について
榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君
上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君	会 計 課 長	浅 見 英一 君
教 育 長	阿 佐 見 純 君	教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君
		教 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午後2時30分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和元年第2回榛東村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

10番小山久利議員、11番山口宗一議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第2回臨時会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 副議長選挙について

○議長（南 千晴君） 日程第3、副議長選挙についてを議題といたします。

選挙は地方自治法第118条の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（南 千晴君） ただいまの出席議員は12名です。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番波多野宏美議員、2番善養寺孝議員、3番蜂巢實議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

なお、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（南 千晴君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（南 千晴君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長氏名点呼、各議員投票]

○議長（南 千晴君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

直ちに、開票を行います。

立会人の1番波多野宏美議員、2番善養寺孝議員、3番蜂巢實議員は立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（南 千晴君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

山口宗一議員 4票

小山久利議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小山久利議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（南 千晴君） ただいま副議長に当選されました小山久利議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項により当選の告知をいたします。

当選されました小山久利議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

[副議長 小山久利君登壇]

○副議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

令和元年第2回臨時会、ご苦労さまでございます。

ただいま副議長という大役をご承認いただきました10番小山久利です。

南議長をしっかりと支え、60年の伝統ある榛東村議会の名に恥じないように一生懸命頑張りたいと

思います。議員皆様には、ご指導、ご鞭撻、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど、柁井議員の黙禱をしておりました中で、志半ばということで柁井議員の意思も引き継ぎまして一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



◎日程第4 議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正議案文は議案書1ページから、新旧対照表は議案参考資料の3ページからとなります。説明については、議案参考資料にて説明を行います。

議案参考資料1ページをお願いいたします。

主な改正点についてご説明申し上げます。なお、説明に当たり、表記の部分を前後して説明することがございます。ご容赦ください。

まず、第1条による改正条例について説明します。

第34条の7は、個人の村民税にかかわる寄附金税額控除に関する改正で、ふるさと納税の措置対象を特例控除対象寄附金とするふるさと納税制度の見直しを行うもので、令和元年6月1日から施行となります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する改正で、令和元年6月1日から施行となります。

附則第9条は、個人の村民税の寄附金控除にかかわる申告の特例等に関する改正で、令和元年6月1日から施行となります。

続きまして、第2条による改正条例です。

第36条の2は、個人の村民税の申告に関する改正で、令和2年1月1日から施行となります。

第36条の3の2は、個人の村民税にかかわる給与所得者の扶養親族等申告書に関する改正で、令和2年1月1日から施行となります。

第36条の3の3は、個人の村民税にかかわる公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正で、令和2年1月1日から施行となります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する改正で、令和元年10月1日から施行

となります。

附則第15条の2の2は、日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例に関するもので、令和元年10月1日から施行となります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する改正で、令和元年10月1日から施行となります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する改正で、令和元年10月1日から施行となります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する改正で、令和元年10月1日から施行となります。

続きまして、第3条による改正条例です。

第24条は、個人の村民税の非課税の範囲に関する改正で、令和3年1月1日から施行となります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する改正で、令和3年4月1日から施行となります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する改正で、令和3年4月1日から施行となります。

関係法令、予算措置についてはごらんとおりです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第44号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第44号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第44号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第45号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第45号について説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

17ページをお願いします。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の少ない者に対する介護保険料軽減の強化を行うものでございます。

本村では、第1号被保険者保険料を所得段階を9段階としておりますが、そのうち第1段階から第3段階までの保険料について軽減強化の対象とされ、保険料を減額するものでございます。

改正の概要でございますが、現行は、第2条第2項関係で3万6,600円が3万2,940円に減額しているところですが、下の改正案にあるように2万7,450円に減額をするものです。

また、第3項、第4項を追加しますが、第3項では、第2段階を4万5,750円に、第4項では、第3段階の保険料を5万3,070円に減額をするものでございます。

議案書10ページをお願いします。

附則でございます。

施行期日は、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

この条例による改正後の榛東村介護保険条例第2条第2項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第45号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第45号については、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第45号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号 専決処分について（榛東村税条例等の一部を改正する
条例の制定について）

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第46号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 議案第46号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書については議案書12ページから、新旧対照表は議案参考資料の21ページからとなります。説明については、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の19ページをお願いいたします。

初めに、趣旨・目的ですが、平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例等の規定内容について、地方税法等の改正にあわせた所要の改正を直ちに行う必要が生じ、また、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

続きまして、主な改正点についてご説明申し上げます。なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございます。ご容赦ください。

まず、第1条による改正条例についてご説明申し上げます。

附則第7条の3の2の改正は、個人の村民税にかかわる法附則第5条の4の2の改正に伴う住宅ローン控除の拡充によるものです。

附則第10条の2、3、4の改正は、固定資産税にかかわる新規製造車両にかかわる課税標準の特例措置、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋にかかわる税額の減額措置等に関する改正です。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例に関する改正です。

続きまして、第2条、榛東村税条例等の一部を改正する条例（平成28年榛東村条例第25号）は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の改正に伴い、軽自動車税に関し改正したものです。

続きまして、第3条、榛東村税条例等の一部を改正する条例（平成30年榛東村条例第17号）は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の改正に伴い、大法人の申告書の提出方法等に関し改正したものです。

なお、今回の条例改正の施行日は、平成31年4月1日となります。

関係法令及び予算措置については、議案参考資料のとおりです。

以上で議案第46号 専決処分についての説明といたします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第46号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第46号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

まず、反対の討論から許可します。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第46号 専決処分について承認を求める件を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第7 議案第47号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第47号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第47号 専決処分について説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページからでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

43ページをお願いします。

概要につきましては、平成31年3月29日、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日からの施行とされた改正部分につきまして国民健康保険税の賦課事務を円滑に進めるため、榛東村国民健康保険税条例の規定内容について所要の改正を直ちに行う必要があり、また、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。同条第3項の規定によりご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正部分ですが、まず1として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げたものです。

次に、2として、軽減判定基準の改正として、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げたものでございます。

次に、議案書19ページをお願いします。

附則でございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から、適用につきましては、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第47号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第47号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

まず、反対の討論から許可します。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第47号 専決処分について承認を求める件を原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして令和元年第2回臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時2分開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 小 山 久 利

榛東村議会議員 山 口 宗 一